

平成 26 年 11 月 6 日 (木)
四街道市報道発表資料

佐倉地区保護司会との就労支援協定の締結について

保護観察対象者のうち、無職であった人の再犯率は非常に高く、保護観察終了時に無職であった場合には有職であった人の約 4 倍となっています。

保護観察終了者が新たな社会生活を送るうえで、職の有無は再犯率と大きく関係しており、保護観察者の就労支援は再犯防止の観点からも重要となっています。

このような背景から四街道市では、保護観察所など関係機関との連携により、保護観察中の少年等の社会復帰・就労支援のための取組として、佐倉地区保護司会と就労支援に関する協定を締結することといたしました。

協定締結式は平成 26 年 11 月 12 日 (水) 午後 4 時から行います。

1 目的

市臨時職員として一定期間就労することによる社会復帰支援を促進します。
また、これにより就労支援事業者の拡大につながるよう期待をするものです。

2 協定の内容

佐倉地区保護司会から推薦のあった保護観察対象者を市臨時職員として雇用する制度です。

3 協定締結式

日時：平成 26 年 11 月 12 日 (水) 午後 4 時

場所：四街道市役所 新館 3 階 公室

お問い合わせ先
四街道市
福祉サービス部 福祉政策課
☎ 043-421-6121
総務部 人事課
☎ 043-421-6105